**平成２４年（フ）第５４６７号**
大阪市東淀川区豊里１丁目９番23号
破産者　株式会社宝栄運輸
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５４８２号**
大阪市西区新町１丁目６番23号
破産者　データプラス株式会社
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５４８８号**
大阪府八尾市上之島町北２丁目５番地の13
破産者　株式会社関西トレード
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６６６号**
神戸市長田区細田町３丁目１番16号パナマビル
破産者　株式会社ＳＯＷＡ
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２８５号**
兵庫県宝塚市逆瀬台１丁目７番１号
破産者　アスリート株式会社
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第３５号**
兵庫県芦屋市大東町２番12号
破産者　有限会社ワークス
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第２５７号**
兵庫県赤穂郡上郡町竹万533番地
破産者　株式会社クリスタル
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第５５０号**
岡山市中区桑野713番地の11
破産者　有限会社宮崎建設
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第７２５号**
岡山市北区撫川297番地２
破産者　備南建設株式会社
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２５０号**
高知市西秦泉寺384番地14
破産者　有限会社アプト通商
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第７９１号**
熊本県山鹿市菊鹿町上永野2171番地１
破産者　株式会社石阪産業
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第１１２０号**
東京都清瀬市竹丘２丁目５番45―507号
破産者　高谷　秀勝
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第１１２１号**
東京都清瀬市竹丘２丁目５番45―507号
破産者　高谷　明美
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第１１２２号**
東京都清瀬市竹丘２丁目５番45―507号
破産者　高谷　光輔
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第１１２３号**
東京都清瀬市竹丘２丁目５番45―507号
破産者　高谷　翔平
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第１１６４号**
東京都西多摩郡瑞穂町南平２丁目35番地２コーポ川島３号
破産者　菅　　邦義
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第３６５号**
石川県白山市富光寺町134番地
破産者　株式会社ケーエヌ・システムズ
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第１１４２号**
京都市北区紫竹東桃ノ本町15番地
破産者　有限会社東宮
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第５０号**
兵庫県たつの市揖西町中垣内甲1471番地の34
破産者　有限会社揖誠建設
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

**平成２３年（フ）第１７６号**
山口市秋穂東5112番地
破産者　瀬戸内海水産開発株式会社
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２４年（フ）第４９号**
静岡県掛川市上垂木142番地の３
破産者　本村　麻美
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

**平成２４年（フ）第５２０号**
川崎市宮前区有馬３丁目24番26―209号　グレース鷺沼、前住所川崎市宮前区白幡台２丁目１番地37
破産者　田中　啓茂
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係